

九州ブロック／近畿ブロック

各県災害福祉支援ネットワーク担当課 御中

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長
〔公印略〕

令和 8 年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣にかかる登録への協力について（追加依頼）

平素より本会事業の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、令和 8 年熊本地震に伴う被災地支援にあたりましては、介護職員等の派遣登録をはじめ、災害派遣福祉チームの派遣など、多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本会・災害福祉支援ネットワーク中央センターでは、厚生労働省からの事務連絡（令和 8 年 8 月 5 日付）を受け、被災した社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣調整を実施しております。

先般の登録依頼に対しましては、多くのご登録をいただき、誠にありがとうございました。現在、熊本県庁において派遣ニーズの把握を進めておりますが、今後の派遣ニーズに対応できるよう、引き続き派遣可能な職員の登録をお願いするものです。

今回の登録依頼については、被災地からできるだけ近い地域からの派遣を基本として、九州ブロックおよび近畿ブロックを対象に、当面 9 月末までに派遣可能な介護職員等の登録をお願いするものです。なお、中国・四国ブロックについては、現在、災害派遣福祉チームの派遣にご協力いただいていることから、今回は対象としておりません。

九州ブロックにおかれましては、災害派遣福祉チームの派遣についてのご協力いただいているなか、重ねてのお願いとなり恐縮ですが、被災地に近い地域として、可能な範囲でお力添えを賜れますと幸いです。

被災した社会福祉施設等への支援に向け、何とぞご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 登録方法等

貴管内の災害福祉支援ネットワーク構成団体等に対して、以下の URL（Google フォーム）を周知いただき、管内の社会福祉法人等から直接 Google フォームにて本会・中央センターに派遣可能な職員、期間等を登録いただきます。

登録いただいた法人等に対して、派遣先・派遣期間等の調整に向けた連絡をさせていただきます（登録内容・派遣調整結果等については、適宜、貴県ならび厚労省と共有させていただきます）。

※ 被災施設とのマッチングを実施したうえで、派遣を依頼させていただくことになるため、登録いただいても、状況によっては、派遣を依頼しないこともありえることをあらかじめご承知置きくださいますようお願いいたします。

※ なお、既に種別協議会等による会員施設等の職員応援派遣にご協力いただいている法人・施設においては、そちらの登録を優先いただくようご配慮いただきたく存じます。また、種別協議会等による被災施設への応援派遣についても、今般の厚生労働省からの事務連絡により開始する応援派遣の一環として取り扱うこととして、各種別協議会と調整しています。

2. 派遣費用

派遣に係る旅費（公共交通機関、レンタカー代等）、宿泊費、人件費は、災害救助費等公費から支弁されます。

3. 登録用 Google フォーム

<https://forms.gle/h8HnyHYy2NaKUzkQ9>



4. 提出期限

令和8年8月20日（木）17時まで

※期限後も引き続き登録を受け付けています。

5. 問い合わせ先

全社協・災害福祉支援ネットワーク中央センター

（全国災害福祉支援センター施設応援担当）：

電話番号 03-3581-4657 メールアドレス shisetsu-haken@shakyo.or.jp

本件に関する情報発信（HP）：

<https://www.saigaivc.com/2026kumamoto-tokusetup/2026shisetuouenhaken-kumamoto/>

事務連絡
令和8年8月5日

都道府県 災害福祉支援ネットワーク担当課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局高齢者支援課
こども家庭庁育成局保育政策課
こども家庭庁支援局家庭福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

令和8年熊本地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、令和8年7月31日付事務連絡「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するため、職員の確保について必要な対応をお願いしたところです。

被災地の社会福祉施設等においては、職員自身も被災するなど厳しい状況にある中、地域の要援護者の受入れなども行われており人的な支援が必要となっている状況にあります。

こうした状況を受け、今般、熊本県から別添のとおり各都道府県あてに介護職員等の派遣について協力要請があったところです。

については、今後、被災地の派遣ニーズに基づき、必要に応じて、全国社会福祉協議会より順次、被災施設への介護職員等の派遣に係る協力依頼をさせていただきますので、各都道府県におかれましては、その場合はご協力をお願いしたい旨、あらかじめ管内の災害福祉支援ネットワーク構成団体等に対して周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、介護職員等の被災地への派遣調整については、厚生労働省が災害福祉支援ネットワーク中央センター事業を委託している、全国社会福祉協議会において行うこととしているため、別途、派遣可能な介護職員等の登録について、全国社会福祉協議会より、該当都道府県あてに依頼させていただくこととしておりますので、ご承知置きください。

また、職員の派遣にかかる経費については、基本的には令和8年7月31日付事務連絡「令和8年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」によりますが、詳細についてはおってお知らせいたします。

【派遣職員の登録依頼及び取りまとめ】

全国社会福祉協議会・災害福祉支援ネットワーク中央センター
(全国災害福祉支援センター施設応援担当)

TEL:03-3581-4657

E-mail:shisetsu-haken@shakyo.or.jp

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課施設係

(代表) 03-5253-1111 (内線 2864)

(ダイヤルイン) 03-3595-2616

(FAX) 03-3591-9898

別添

令和 8 年 8 月 5 日

各都道府県知事 殿

熊本県知事 木村 敬
(公印省略)

令和 8 年熊本地震にかかる社会福祉施設等に対する
福祉関係職員の派遣について（依頼）

令和 8 年熊本地震の発生に伴い、熊本県の社会福祉施設等におきましては、職員自身も被災するなど厳しい状況にあり、人的な支援が必要となっていることから、都道府県からの福祉関係職員の派遣についてご協力をお願いいたします。

なお、職員の派遣にかかる費用は、熊本県が災害救助法による救助費から支給いたしますので、各都道府県におかれましては、熊本県へ災害救助法による求償を行っていただけますようよろしくお願いいたします。

（参考：令和 8 年 7 月 31 日付け厚生労働省及びこども家庭庁連名の事務連絡「令和 8 年熊本地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」）

（照会先）

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課地域支え合い支援室 TEL 096-333-2819

長寿社会局高齢者支援課 TEL 096-333-2215

認知症施策・地域ケア推進課 TEL 096-333-2211

社会福祉課 TEL 096-333-2198

子ども・障がい福祉局子ども未来課 TEL 096-333-2227

子ども家庭福祉課 TEL 096-333-2228

障がい者支援課 TEL 096-333-2233

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局 御中
中 核 市

こ ども 家 庭 庁 長 官 官 房 総 務 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 福 祉 基 盤 課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚 生 労 働 省 老 健 局 総 務 課

高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び
職員の応援確保について

- 1 令和 8 年熊本地震の発生に伴い、避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）への受入れを行って差し支えありませんので、避難者の積極的な受入れを行うとともに、避難者の対応に万全を期していただきますようお願いいたします。
- 2 被災地域における社会福祉施設等の入所者へのサービス提供の維持及び避難者への適切な対応を確保するため、職員の確保が困難な施設がある場合には、法人間の連携や、都道府県における社会福祉施設等関係団体への協力要請などを通じて、他施設からの職員の応援が確保されるよう、必要な対応をお願いいたします。
また、従来から、災害福祉支援ネットワークの整備の推進をお願いしているところですが、当該ネットワークも有効に活用した取組をお願いいたします。
厚生労働省及び子ども家庭庁としても、全国団体に対して必要な協力要請を行ってまいります。
- 3 なお、こうした対応を行っていただく際には、感染予防対策を徹底していただくようお願いいたします。